

監 査 報 告 書

平成 27 年 6 月 25 日

国立大学法人電気通信大学長
福 田 喬 殿

国立大学法人電気通信大学

監 事 松 山 優 治

監 事 岸 甫

国立大学法人法第 11 条第 4 項及び第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）の国立大学法人電気通信大学（以下、当法人という。）の業務執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査の方針、職務の分担等に従い、役員会その他重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧した。更に役員等から業務運営の報告を聴取し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取するとともに、当法人の内部監査室との緊密な連携のもとに本部並びに主要な部門において、業務及び財産の状況を調査し、書面・証憑書類の閲覧等によりこれを確かめた。

また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えた。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当と認めます。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人等業務実施コストを適正に示していると認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合していると認めます。
- (4) 事業報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 当法人の業務は、法令等に従って適正に実施されており、併せて、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (7) 役員職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他当法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用は、適正に運営されているものと認めます。また、上記体制を担保する内部統制システムに係る業務方法書の変更等の取り組みその他の内部統制システムの整備及び運用は適正と認めます。
- (8) 役員職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められませんでした。

以 上